

第4章 基本目標と施策の体系

1 基本理念

前計画の『パワフル85計画Ⅵ』では、地域包括ケアシステムの構築を進め、さらに充実・深化を進めていく段階の計画として策定しました。

今回の計画期間である令和7年度（2025年度）中に、団塊の世代全員が後期高齢者に到達します。また、その15年後である令和22年度（2040年度）には、団塊ジュニア世代が高齢者に到達します。

今後もこれまでの取組を続けるとともに、長期的な視野に立った施策を進めるため、本計画の基本理念を

自立と支え合いを両立し、高齢者がいつまでも暮らし続けられる地域づくり

と定めます。

新型コロナウイルス感染症の流行による行動制限が緩和され、これまで続けていた生活が戻りつつあります。住み慣れた地域で高齢者一人一人の状況に応じた生活、支え合い、近所づきあい等がこれまでと同様に続けられることが高齢者の豊かな生活につながると考えます。

今後の高齢化の進行によって、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、老老介護世帯及び認知症高齢者が増加することから、高齢者の見守りや生活支援の充実、医療と福祉の連携強化等、暮らしやすい地域社会の実現のため、高齢者を支える幅広い取組が必要です。

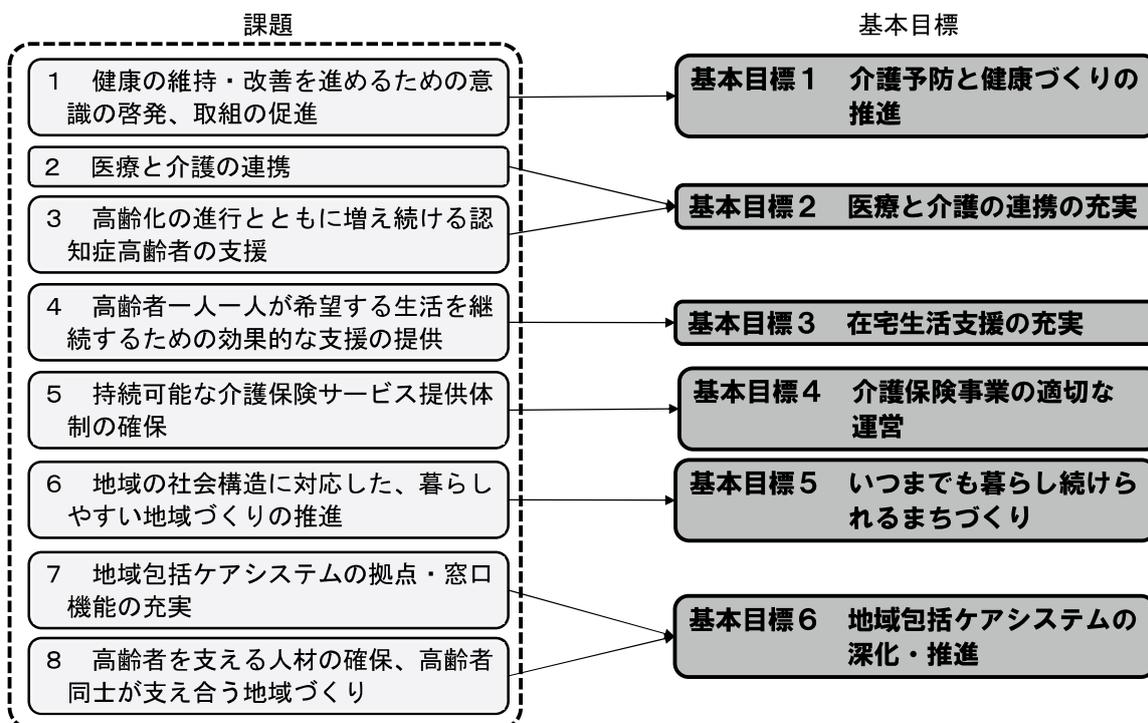
高齢者がいつまでも暮らしやすい地域をつくるためには、高齢者はもちろん、高齢者を介護・支援する家族を支援する必要がある、行政・地域・事業者等の様々な主体がそれぞれの立場で能動的に関わるのが重要です。地域資源を発掘し、それぞれの能力を発揮しながら、今まで築いてきた地域包括ケアシステムの構築をさらに進め、充実させていきます。

また、地域共生社会の実現に向けて、地域や個人が抱える多様な生活課題を解決することができるよう、包括的な視点だけでなく、重層的な視点からの支援体制の整備を進めていく必要があります。包括的な相談支援体制や、狭間のニーズにも対応した参加支援体制、世代や属性を超えて交流できる居場所づくり体制などを進め、高齢者のみならず、障害者、子ども、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいきます。

計画の名称は、これまで進めてきた高齢者施策の継続、さらには、10年後には85歳に到達する団塊の世代を中心に、こころを通じて支え合うことで安心して継続して地域の中で暮らす高齢者像を、引き続き『活力と魅力ある85歳』と定め、「**パワフル85計画Ⅶ（第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）**」とします。

2 基本目標

前述の『高齢者保健福祉施策の課題』において掲げた課題を基に、本計画における施策の方向性を以下の通り示します。



<本計画とSDGsの17のゴールとの関わり>



市内で生活するすべての高齢者が必要な支援を受けられる地域を目指します。



年齢にかかわらず、一人一人の好奇心や学習意欲に合わせて、いつまでも学び続けられる地域を目指します。



誰もが相談を受け、必要な支援、希望する活動に参加でき、高齢者一人一人がいつまでも自分らしく暮らし続けられる地域を目指します。



バリアフリー、ユニバーサルデザイン概念を取り入れ、年齢や身体の状態にかかわらず、安心して生活できる地域を目指します。



地域の中でお互いの意思を尊重し合い、本人の意思や状態に沿った生活の実現のため、支え合うことのできる地域を目指します。

○企業や団体等とのパートナーシップ

本市では、行政と企業の協働により地域課題を解決するために、様々な企業と連携協定を締結しています。そこで、本計画の市民の生きるを支える分野においても、協定を締結する企業とさらなる連携を強化し、それぞれの事業活動において協働していくことを推進します。

また、本計画の計画目標や個別の取組について、「SDGs 共想・共創プラットフォーム」に行政課題として公表し、その解決に向けて、様々な企業や団体から広く提案を受け付けるとともに、官民連携によるプロジェクト創出拡大を図り、本計画に位置づけた取組の効果の拡大や加速化を図ります。



第4章

基本目標1 介護予防と健康づくりの推進

高齢者が健康を維持し、自立した生活を送るためには、自ら介護予防や認知症予防、健康づくりに取り組んでいただくことが必要です。また、本人だけではなく、家族を含めた取組により、より高い効果が期待されます。

その前段階として、高齢者の健康状態の把握や維持管理、日常生活の活動能力の向上が重要となります。定期的な健康状態把握のため、健康診査や歯科検診、がん検診等の各種健診の受診促進に努めることが必要です。

今後は、介護予防や健康づくりに向けた取組の促進や、データを活用した効果の検証と事業の改善、高齢者のニーズに合った事業の創出、参加者増加や早期からの取組促進に向けた啓発・情報発信方法の検討・推進を目指します。

基本目標2 医療と介護の連携の充実

今後も高齢者、特に後期高齢者の増加が続くことが想定されており、日常的に医療と介護が必要な高齢者が増えていくことが考えられます。そのため、自身の健康状態を把握し、健康の維持につながるよう、かかりつけ医を持つことの啓発が必要です。

また、高齢化とともに増加が予想される認知症について、専門医療機関につなげる仕組みの充実、認知症の人への見守りやその家族への支援体制の整備、生活の質の向上を目指した支援が必要です。また、要介護状態の高齢者については、医療機関と介護保険事業所との連携、情報の共有化は欠かせません。後期高齢者については、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施できるよう、医療・健診・介護情報等を一括して把握できる体制の充実が必要です。

今後は、かかりつけ医を持つことの啓発や医療体制、医療機関の連携体制、認知症を中心とした専門医療体制の充実を進めるとともに、これまで続けてきた医療と介護の連携のさらなる充実を進めていきます。さらに、地域で生活する認知症高齢者がその尊厳を維持しながら生活を継続できるよう、幅広い支援体制の充実を目指します。

基本目標3 在宅生活支援の充実

高齢者や高齢者世帯の増加、家族形態の多様化により、高齢者一人一人に必要な支援も多様化しています。それぞれの生活スタイルや心身の状態に合わせた支援が必要となっています。また、高齢者本人だけではなく、家族介護者への支援、悩み事の把握も必要となります。

今後も、地域で生活する高齢者やその家族に必要な支援を的確に把握し、ニーズに合った支援を行えるよう、地域や庁内関係課、関係機関と連携しながら、地域での生活の維持・継続に向けた支援の充実を目指します。

基本目標4 介護保険事業の適切な運営

今後、後期高齢者の増加が進み、要介護認定者や認知症高齢者の増加が想定されます。また、近年社会的な問題となってきたヤングケアラーや、平均年齢の上昇により増加していると考えられる老老介護など、多様化する介護の課題に対応していく必要があります。

今後は、介護サービスの利用者の増加に対応するため、必要となる介護サービス事業所を整備するとともに、介護支援専門員研修など各種研修の実施や介護分野における生産性向上のための支援により、介護サービスの質の向上、介護人材の確保・定着に取り組みます。また、介護保険事業の拡大傾向が続く状況において、持続可能な制度運営を続けるため、「介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」の主要3項目を柱とし、必要な給付を適切に提供するための適正化事業を推進します。

基本目標5 いつまでも暮らし続けられるまちづくり

高齢者が生活する舞台として、「まちづくり」が必要です。安心して暮らせる住居や公共施設、道路、公共交通機関など、自立した生活を続けられる環境整備が必要です。また、高齢者一人一人の知識や経験を活かし、意欲や好奇心を持って活動できる場の確保、活動・行事等の情報発信が必要です。現役世代が減少し、地域で高齢者が増えていくことから、高齢者が地域活動の主體的・中心的な役割を担い活性化するとともに、多様な世代と交流することで自身の活動意欲の活性化、介護予防効果とともに地域社会・地域産業の維持・継続が期待できます。

今後は、地域包括ケアシステムの一環として、住まいや生活環境の整備、外出手段の確保・充実に向けて、関連する施策と連携しながら、高齢者が暮らしやすい環境整備、災害時や感染症流行時に高齢者の生命・生活の維持・確保に向けた体制整備を目指します。また、高齢者が自身の状況や意欲に応じた生きがいがづくり、活動の創出・参加を促進するとともに、地域で活動している団体・組織の活動の活性化、新規設立の促進に努めます。

基本目標6 地域包括ケアシステムの深化・推進

これまで、地域で生活する高齢者を支援するための体制づくりとして「地域包括システムの構築・深化・充実」を進めてきました。しかし、高齢者の増加や家族形態の多様化に伴い、一人一人の課題やニーズも多様化しており、それぞれの状況に応じた支援が必要となっています。そのため、高齢者支援の中心的な役割を担う地域包括支援センターや高齢者地域支援窓口の役割、期待はさらに大きくなっていきます。

今後も、地域包括支援センターに必要な人材を配置し、体制の強化や人材の育成、関連機関との連携・協力体制の充実を目指します。また、市内各地域で元気な高齢者やボランティア団体等、地域の状況に応じて多様な支え合いの仕組みを育て、活躍できるよう各地域資源の活性化を目指すとともに、各機関・団体等との連携体制の充実・拡張を進め、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図り、地域共生社会の実現につなげていきます。

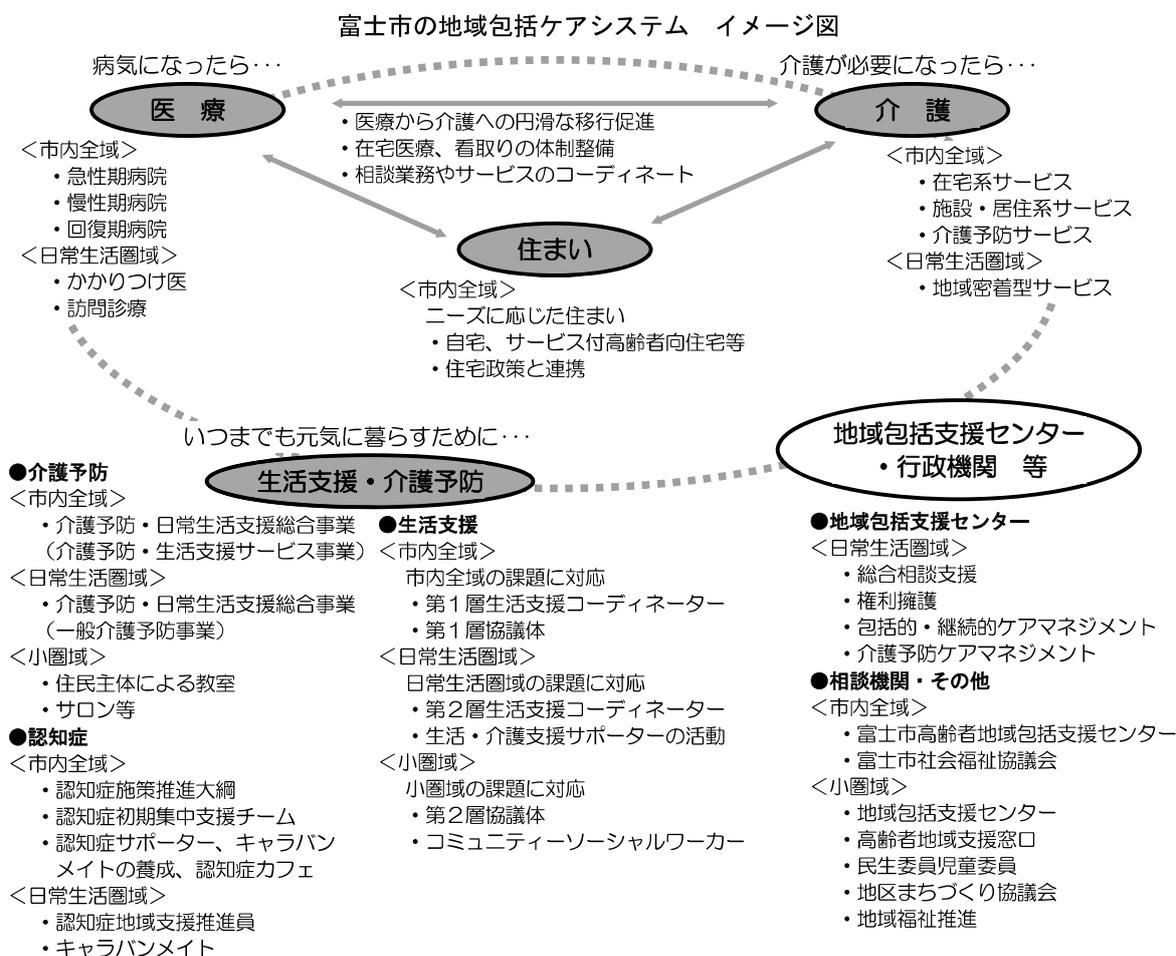
3 本市の日常生活圏域と地域包括ケアシステム

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、高齢化のピーク時までには目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、地域の実情に応じて定めることとされています。

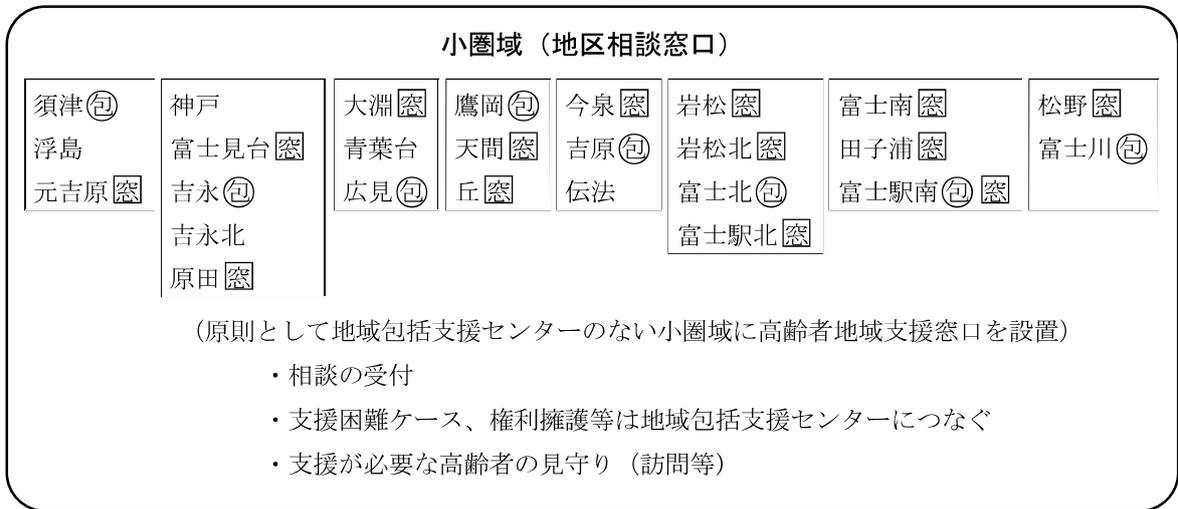
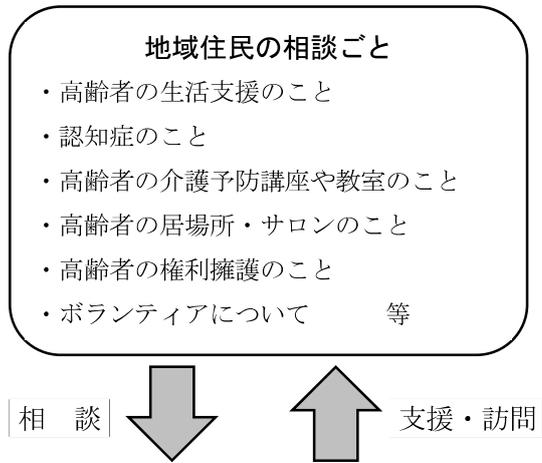
平成18年度に地域包括支援センターが創設された際、本市では国が示した地域包括支援センターの設置基準を目安に、1つの日常生活圏域あたりの高齢者数を3,000人から6,000人としました。概ね2つまたは3つの中学校区からなる8つの日常生活圏域を設定し、これを基本に地域包括ケアシステムの構築を進めています。

しかし、日常生活圏域の設定から17年以上が経過し、その間、各日常生活圏域の高齢者数は増加し続け、最も高齢者数が少ない富士川圏域でも5,000人を超え、最も高齢者数が多い富士南部圏域では11,000人を超えています。このため、各地域包括支援センターに必要な人員を増強し、支援体制の充実を目指していきます。

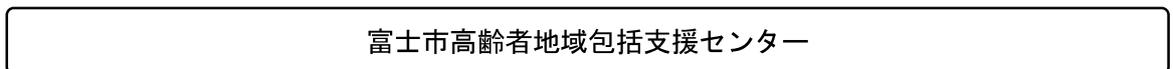
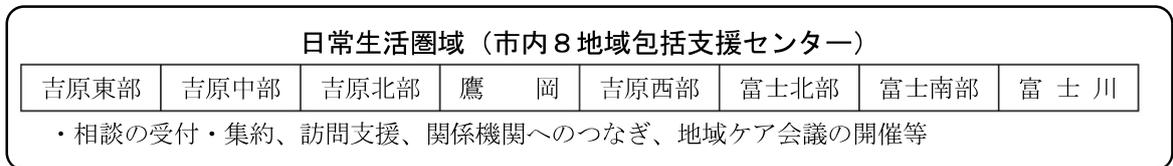
今後も、日常生活圏域や地域包括支援センターを現状通り維持・継続するとともに、地域の様々な活動が行われている小学校区を単位とする小圏域ごとに、地域ケア会議や生活支援体制整備事業等を実施し、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。



富士市が目指す総合相談支援体制イメージ図



*^包…地域包括支援センター設置地区
^窓…現在の高齢者地域支援窓口設置地区



○富士市が目指す介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防

本市では平成28年度から本事業を開始し、多様なサービスを展開して介護予防の推進に取り組んできましたが、要支援者等が利用できる介護予防・生活支援サービス事業の一部に利用が集中し、効果的・効率的な事業運営に向けて課題がありました。

そのため令和4年度に厚生労働省が実施する「地域づくり加速化事業」にエントリーし、本事業の見直しについて助言を受け、事業目的を明確にするとともに、地域包括ケアという考えを富士市内の関係機関と共有していくことにしました。

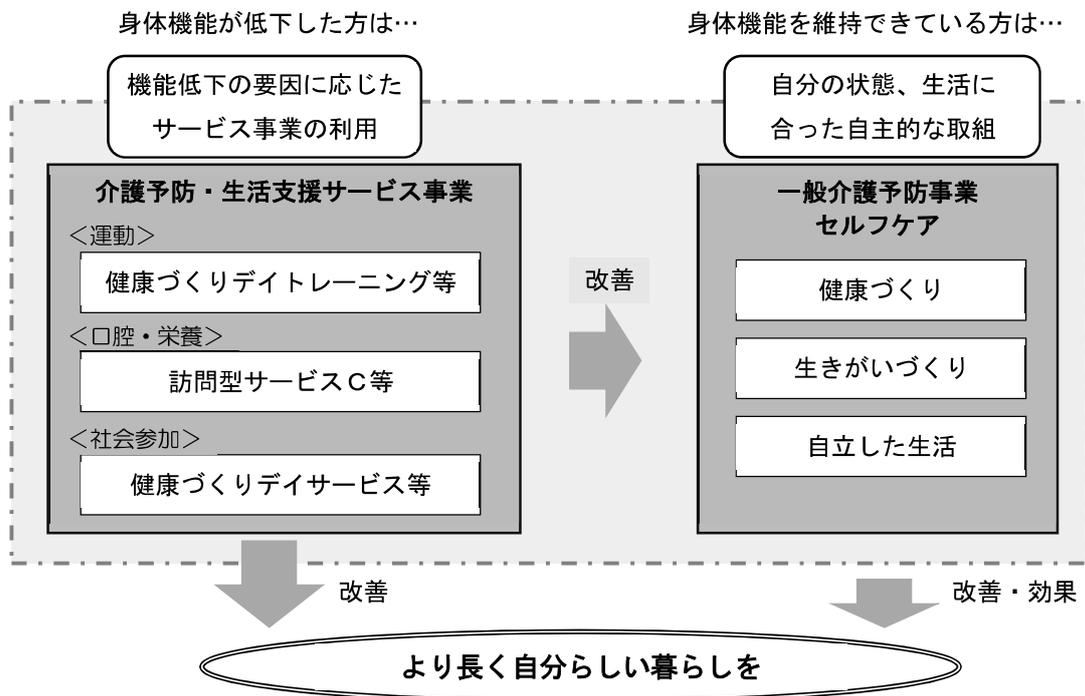
本事業を見直すにあたっては、作業療法士、主任介護支援専門員、地域包括支援センター長、介護保険事業者、行政職員からなるプロジェクトチームを結成し、協議を重ねました。

身体機能の低下が見られる高齢者の心身の状態の課題を、フレイル予防の観点から「運動」「口腔・栄養」「社会参加」に大別し、その課題に応じたサービスが案内できる体制を構築します。

身体機能を維持できている高齢者については、一般介護予防事業やセルフケアによりより長く身体機能が維持できるよう普及啓発を行っていきます。

これらの仕組みにより、高齢者がより長く自分らしい暮らしを続けられるよう取り組んでいきます。

富士市が目指す介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防体制イメージ図



4 施策体系

(1) 施策体系の考え方

本計画は、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度（2025年度）を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す計画の到達点の計画となることから、施策の体系はこれまでの流れを基本的に踏襲するとともに、推進を担う各課・機関の役割が明確になるよう、施策の組み換え・入れ替えを行います。

地域包括ケアシステムは、「医療」、「介護」、「介護予防」、「生活支援」、「住まい」に関する5つの施策から成り立っており、施策体系は、これらの要素を中心に、施策・事業を担う機関が明確になるよう分類し、構成しています。

具体的には「介護予防・健康づくり」、「医療と介護の連携」、「在宅生活支援」（高齢者福祉施策、生活支援の分野）、「介護保険事業」、「まちづくり」（ハード・ソフト）の5つの分野に分類し、各分野を統括する「地域包括ケアシステムの深化・推進」を末尾に配置しています。

さらに、各基本目標の達成に向けた施策を「推進施策」、その施策を具現化するための取組を「具体的な施策」として体系化しています。

(2) 施策体系図

基本目標	推進施策	具体的な施策
1 介護予防と健康づくりの推進	1-1 <u>自立支援、介護予防・重度化防止の推進</u>	(1)介護予防・重度化防止 (2)介護予防・生活支援サービス事業を通じた自立支援
	1-2 生涯にわたる心身の健康づくり	(1)健康に対する意識の啓発 (2)地域ぐるみの健康づくり活動の推進 (3)保健サービスの充実
	2 医療と介護の連携の充実	2-1 <u>医療・介護の提供体制の整備</u>
3 在宅生活支援の充実	2-2 <u>認知症施策の推進</u>	(1)地域見守り支援体制の推進 (2)早期診断・早期対応の取組 (3)認知症の人と家族への支援
	3-1 在宅高齢者への支援	(1)日常生活支援 (2)家族介護者支援 (3)高齢者の見守り支援体制の充実
	3-2 人権の尊重と支援	(1)高齢者虐待の防止 (2)成年後見制度の普及・利用支援、利用促進
4 介護保険事業の適切な運営	4-1 介護人材の確保及び資質の向上	(1)研修の充実 (2)助成制度の普及・拡大
	4-2 介護保険施設の計画的整備	(1)地域密着型サービスの整備推進 (2)サービスの質の向上に向けた取組
	4-3 介護給付適正化計画の推進	(1)要介護認定の適正化 (2)ケアマネジメントの適正化 (3)介護報酬請求の適正化
	4-4 介護保険サービスの環境整備	(1)指導監督に関する取組 (2)ケアの質の向上に向けた取組への支援
	4-5 情報提供の充実	(1)市民への情報提供 (2)介護サービス情報の公表
	4-6 <u>緊急事態時の対応体制の整備</u>	
5 いつまでも暮らし続けられるまちづくり	5-1 生きがいづくり	(1)生涯学習支援 (2)世代間交流の推進 (3)思いやりの心の醸成
	5-2 地域力の活用と育成	(1)地域の活動団体の育成・支援 (2)各種団体活動への支援 (3)ボランティアの育成・支援 (4)地域の社会資源としての人材活用
	5-3 住居・生活環境の整備	(1)高齢者が安心して生活できる住宅の整備 (2)高齢者等が外出しやすい環境の整備
	5-4 安心して暮らせる環境の整備	(1)防災・防火対策の推進 (2)防犯対策の推進 (3)交通安全対策の推進 (4)緊急時における連携体制の強化
6 地域包括ケアシステムの深化・推進	6-1 <u>地域包括支援センターの機能強化</u>	(1)地域ケア会議の充実 (2)職員の配置 (3)地域包括支援センター運営協議会の開催 (4)高齢者地域支援窓口の運営
	6-2 地域共生社会の実現に向けた取組	(1)地域共生社会に向けた体制整備
	6-3 <u>生活支援体制整備の推進</u>	(1)住民主体の支え合い活動の仕組みづくり (2)住民主体の支え合い活動の推進
	6-4 重層的支援に向けた地域住民の体制充実	

※下線…重点的な取組

5 重点的な取組

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢になっても要介護状態にならず健やかな生活を続けられるよう、働き盛りの世代からの健康づくりや介護予防に向けた取組の促進に向けた啓発・情報発信、多くの市民に参加してもらおうための効果的な実施方法や実施内容、開催場所、感染症対策等を考慮した、事業の改善に取り組みます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の見直しにより、高齢者の心身の状態に応じたサービス利用につながる仕組みを整備し、事業の効果的な運用による介護予防の促進を図ります。

(2) 医療・介護の提供体制の整備

高齢者が安心して住み慣れた地域で生活を続けるためには、高齢者に対しての医療的支援と介護保険サービスの連携・充実が必要となります。そのため、在宅医療の整備を進めるとともに市民向けに在宅医療や在宅看取りの意義や重要性の情報発信を図ります。

また、介護保険サービスについては、今後の認定者数の推移やサービスの利用動向を継続して把握するとともに、地域での介護保険サービスの提供体制の充実、介護人材の確保・育成を図り、医療と介護の連携の仕組み、連携に必要な人材の確保育成を図ります。

(3) 認知症施策の推進

後期高齢者の増加とともに認知症の人の増加が見込まれることから、認知症の人とその家族の支援、本人の尊厳を守りながらそれまで続けてきた生活を維持できるよう、相談窓口を多くの市民に知っていただくための情報発信や相談体制の充実、適切な医療・介護サービス等に速やかにつながるための認知症初期集中支援チームの活動の促進を図ります。

また、地域社会においても、認知症の早期発見のための啓発や地域で認知症の人を見守り、ともに暮らし続けられる地域づくりに向けた講座の開催や人材の育成、活動の場づくりを続け、さらなる浸透を目指します。

(4) 緊急事態時の対応体制の整備

緊急事態として、「感染症の流行時」と「災害発生時」を想定します。

「感染症の流行時」は、介護サービスを必要とする人が継続してサービスを受けられるよう、状況の把握や介護事業所等への情報提供などの支援を行います。「災害発生時」においても、避難所での感染症予防に取り組んでいきます。市保健班が行う健康支援に加えて、避難所生活の長期化に備えて、必要な支援の実施について検討していきます。

また、「災害発生時」の事前対策として、「災害・緊急支援情報キット」の仕組みにより、日頃からの地域における顔の見える関係づくりに役立てるとともに、災害発生時には高齢者を含む避難行動要支援者の避難行動を支援し、高齢者の安全確保に向けた支え合いを推進していきます。

(5) 地域包括支援センターの機能強化

重度の認定者や高齢者のみの世帯を中心に、それぞれの生活やサービス利用の課題に対応できるように、高齢者本人や家族への相談・支援体制、その充実のための連携体制の充実を目指します。

そのため、市内8か所に設置されている各地域包括支援センターが対応する日常生活圏域の高齢者や要介護認定者の人数、課題等の状況に応じて、必要な職種や人材の確保育成を図るとともに、関係機関との連携を充実させ、速やかな支援に結び付ける体制の充実を目指します。

(6) 生活支援体制整備の推進

市内26の小圏域において、それぞれの地域の状況に応じたきめ細かな支援を進めるため、生活支援体制整備事業の充実を目指します。

生活支援体制整備事業では、地域での課題解決に向けた話し合いの場として第2層協議体を設置し、地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めていきます。

当面の目標として、26の小圏域すべてに第2層協議体を設置し、地域の課題を協議し、対策を進める体制の構築を進めます。